

法43条2項2号許可申請の事前確認の試行について（所要領）

1. 目的

建築基準法43条2項2号の許可申請について、申請書類を一度預かり、事前に不備等を確認した後に、本受付（手数料の支払）を行うことで、窓口の混雑緩和、設計者等の待ち時間の負担軽減、並びに受付後の手戻り防止等を目的とする。（建築審査会の個別審査を要する案件は対象外）

2. 受付方法

受付方法は下記のいずれかとする。なお、建築計画が確定していない段階（大きく変更となる可能性がある場合等）の事前確認は行いません。

（1）窓口へ提出

提出書類を印刷したもの（正本1部）を直接窓口へ持参してください。その際、提出者及び設計者（修正等の連絡が可能な者）の連絡先をお伝えください。（名刺等）

（2）メールで送付

提出書類を全てPDFデータに変換し下記アドレス宛へ送付してください。

*建築指導課道路判定係 [kenchikushido-dourohantei@city.fukuoka.lg.jp]

その際、メールの件名を『(43条許可事前確認) ●区●町●丁目』としてください。

3. 受付時間（書類の預かりのみ）

（1）窓口の場合（平日）

〔午前〕 9時～11時半

〔午後〕 13時～16時半（火・水曜日は午前のみ）

（2）メールの場合

平日・休日、時間を問わず受付可能

※ただし、休日や窓口終了後に受信したものについては、翌勤務日に受付けたものとして事前確認を行います。

4. 標準処理期間

約10日～14日程度（これまでと同様）

※事前確認から許可通知書発行までの期間です。

※書類の修正等の期間は除きます。

※提出日（土・日・祝・連休の前日等）や繁忙期によっては期間が長くなる場合があります。

なお、事前確認後、本受付までに計画が大きく変更となった場合は、改めて事前確認の期間を要することになります。

5. 提出書類

事前確認の際には、許可申請に必要な書類の全てを提出すること。

- ①許可申請書 / ②付近見取図 / ③土地及び建築物の求積図 / ④配置図 /
⑤各階平面図 / ⑥立面図 / ⑦断面図 / ⑧公図 / ⑨写真 /
⑩通行承諾書等（市道以外の場合） / ⑪その他（特定行政庁が必要と求めるもの）

6. 手続きフロー

